

現地機関見直しに係る要望書等

対象機関	提出者〔日付〕	主な内容
飯田保健所阿南支所 下伊那農業改良普及センター阿南支所 下伊那南部建設 飯田教育事務所	阿南町長、下條村長、売木村長、天龍村長、泰阜村長 〔平成 20 年 6 月 18 日〕	○地域の実情を汲み取っていただき、飯田保健所阿南支所、下伊那農業改良普及センター阿南支所、下伊那南部建設事務所、飯田教育事務所の存続を要望。
北信保健所中野支所 中野建設事務所	中野市長 青木 一 中野市議会議長 湯本 隆英 〔平成 20 年 7 月 2 日〕	○北信保健所中野支所及び中野建設事務所は、住民生活に必要なサービスが行われている機関であるとともに、存在自体が地域に安心感を与えている機関であり、保健所中野支所の存置と中野建設事務所の機能が後退しないことを要望。
農業改良普及センター須坂支所 須坂建設事務所	小布施町議会議長 富岡 義仁 〔平成 20 年 6 月 19 日〕	○農業を取り巻く環境が大きく変化する中、普及員の果たす役割は地域農業の振興に欠かすことができないものであるため農業改良普及センター須坂支所が存続されるよう要望。 ○災害防止策実行のため、地域に密着した道路計画を進めるために須坂建設事務所の現状による存続を強く要望。
農業改良普及センター阿南支所	下伊那南部ブロック農業委員会協賛会長(阿南町農業委員会) 村松 敏弘 〔平成 20 年 6 月 12 日〕	○中山間地域の実情を十分認識され、阿南支所の存続を強く要請。
農業改良普及センター須坂支所	高山村議会議長 篠原 誠 〔平成 20 年 6 月 23 日〕	○支所が廃止された場合、付加価値の高い農業の推進や、地域に密着した農業指導が十分できないことが憂慮されるため、須坂支所の存続と一層の充実を要望。
	須坂市議会議長 永井 康彦 〔平成 20 年 6 月 24 日〕	○支所が廃止された場合、付加価値の高い農業の推進や、地域に密着した農業指導が十分できないことが憂慮されるため、須坂支所の存続と一層の充実を要望。
農業大学校	小諸市議会議長 長谷川正昭 東御市議会議長 柳澤 旨賢 〔平成 20 年 6 月 10 日〕	○農業大学校小諸キャンパスについて、今後も農業の担い手の確保・育成の拠点として、また、新規就農者の研修の拠点として存続を強く要望する。
建設事務所 砂防事務所	(社)長野県建設業協会 会長 佐々木 力 〔平成 20 年 6 月 23 日〕	○道路、河川計画はじめ、災害防止施策の実行を進める上で十分な対応ができる組織としてほしい。 ○現地を重視し、16建設事務所、3砂防事務所が存続されるよう要望。
南佐久建設事務所	南佐久郡土木協議会長 佐々木 定男 (佐久穂町長) 〔平成 20 年 7 月 2 日〕	○組織再編により維持管理業務のみが行われるようになると、地域に密着した道路・河川計画を始め、災害防止施策等に十分な対応できないことが憂慮される。 ○地域性を反映させ、行政効果のあがる事業を実施するには計画、用地、建設、維持管理は一体的な組織体制が必要なため、現体制のまま維持されることを要望。
須坂建設事務所	須高土木振興会会長 三木 正夫 (須坂市長) 〔平成 20 年 5 月 28 日〕	○災害時には迅速な対応が求められ、地域住民の意見を身近で聞き地域性を反映させた効果的事業の実施には、計画・用地・建設・維持管理は一体的な組織体制で実行されるべきものであり、現在の須坂建設事務所の機能が後退することのない組織再編を要望。

対象機関	提出者〔日付〕	主な内容
須坂建設事務所	須坂市議会議長 永井 康彦 〔平成 20 年 6 月 24 日〕	○災害時には迅速な対応が求められ、地域住民の意見を身近で聞き地域性を反映させた効果的事業の実施には、計画・用地・建設・維持管理は一体的な組織体制で実行されるべきものであり、須坂建設事務所の現状による存続を要望。
砂防事務所	松本市議会議長 大久保 真一 〔平成 20 年 6 月 19 日〕	○砂防事業の推進にあたっては、地域と現地機関が一体となって進め、災害発生時には機動的、弾力的な対応が求められ砂防事務所の存在は不可欠。 ○砂防事務所については、地域との連携が深いため、継続して存続すること。
犀川砂防事務所	治水砂防協会犀川支部長 山崎 袈裟盛 (池田町長) 〔平成 20 年 6 月 16 日〕	○犀川砂防事務所が存続しなくなった場合は、治水砂防行政・災害時の対応など地域住民の安全安心が損なわれるものと憂慮。 ○組織再編にあたって、地域住民の意見を広く聴取し議論に反映していただくよう、12,500 余名の署名を添えて、犀川砂防事務所について現状のまま存続を求める。
姫川砂防事務所	姫川砂防事務所を守る会（小谷会）代表 竹田 保二 〔平成 20 年 6 月 19 日〕	○姫川砂防事務所の存続を賛同者の署名を添えて要望。
	姫川砂防事務所の存続を求める白馬の会 代表 武田 豊 〔平成 20 年 6 月 19 日〕	
土尻川砂防事務所	土尻川治水砂防協会会長 中村 靖 (信州新町長) 〔平成 20 年 5 月 15 日〕	○土砂災害防止のため、砂防関係事業の一層の推進を図る。 ○突発性の土砂災害に対し迅速な対応を図り、地域住民の生命、財産を守るためには、砂防事務所の存在は不可欠であることから、土尻川砂防事務所を存続させること。
飯田教育事務所	南信州広域連合長 牧野 光朗 (飯田市長) 〔平成 20 年 5 月 29 日〕	○教育事務所の 4 ヶ所への再編の考えは、学力向上対策、不登校児童生徒の増加等教育課題が山積みしている現状を無視した案。 ○飯伊地域の特殊性（へき地校が小中学校 71 校中 29 校を占め、小規模校対策が必要）を考えたとき飯田教育事務所の存続を要望。
	下伊那校長会会長 市瀬 悦孝 〔平成 20 年 6 月 13 日〕	○飯田下伊那地方の児童生徒が、県民として等しく常に安心して、生命の安全を保障されて教育活動ができるために、飯田教育事務所は必要であり、存続に向けた再検討をお願いする。
	飯伊市町村教育委員会連絡協議会会長 牧野 欽次 〔平成 20 年 6 月 19 日〕	○教育事務所と教育関係機関との密接な関係の維持が困難になること、地域特性に配慮した飯田教育事務所の機能が消滅する懸念が強いこと、といった特殊事情から飯田教育事務所の存続について配慮をお願いしたい。
	下伊那郡町村公民館運営協議会会長 松村 直彦 〔平成 20 年 6 月 30 日〕	○下伊那地域の各町村の公民館活動が活発に行われているのは、飯田教育事務所の支援のおかげであり、統合されれば地域に密着した支援が望めなくなる懸念があるため、飯田教育事務所存続に向けての再検討を要望。

※ 第 8 回審議会資料『現地機関見直しに係る意見書（自治法第 99 条）』に登載した分（H20.3.17～.3.26）以降のものを記載

現地機関見直しに係る6月県議会における主な意見

	主な意見
現地機関全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革のスリム化の観点ばかりでなく、県民に対する行政サービスが低下する組織とならないよう要請。 ・ 山梨県自身は、また見直して、それぞれに土木事務所や農務事務所や林務事務所を新たに置くなどしており、決して縮小することだけではなくて、一番良い形というものかどうかということをしっかり考えてほしい。 ・ 災害時の情報収集や被害への即時対応等地域の危機管理への対応が重要。 ・ 行政改革の観点から現地機関の見直しは必要。 ・ 県内をまわってみると、地域性が多様。現地機関のいざというときの機動性は大切。
議論の進め方等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の審議に当たって、委員の皆さんに現場を見てもらい、現状をよく把握したうえで審議を進めてほしい。 ・ 各地域や関係団体から出されている陳情や要望を尊重してほしい。 ・ 現地機関の見直しについては、現場の意見、首長や県民の意見をどれぐらい反映できるのかということが一つのポイント。審議会の答申は金科玉条であるということでは駄目だと思う。
地方事務所福祉課 (福祉事務所) 現行 10 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の分野で費用対効果のみを追求してはいけないと思うが、上小と下伊那では管轄町村数に大きな開きがあり、また、国、県、市町村の役割分担が重要で、地元のことは市町村が一番よく分かり、守備範囲を分けることが必要。
保健所 現行 10 所 6 支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田保健所阿南支所は、飯田から 35km 離れ、高齢化率も高く、在宅も多い地域で、絶対必要であり存続を求める。 ・ 長野保健所須坂支所について、地元としては存続させてほしい。須坂保健所を統合するときには、保健所の支所を残すということで、住民も気持ちよく合意した経緯があり、十二分の配慮をしてほしい。 ・ 支所が廃止となった場合、後利用についてきちんと活用できるよう検討して欲しい。
農業改良普及センター 現行 10 所 8 支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良普及センター阿南支所は、飯田から遠隔、小規模多品目農業などから、細かい指導が必要な地域で、絶対必要であり、存続を求める。 ・ 普及センターの役割は現地指導が中心であり、現地活動をするに当たり、現地までの距離が遠くなれば効率が悪くなるなど余計に問題となるのではないかと。統合により、農家との距離が遠くなってしまいうなど、行政的な都合だけで考えない視点を持ってもらいたい。
建設事務所 現行 16 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下伊那南部建設事務所は、非常に広範、遠隔、大雨災害でもあれば孤立しかねない地域を多く抱え、遅れている道路整備はこれからという地域であり、住民の安心、安全の支えの上でも期待される事務所であり、存続を求める。 ・ 長野建設事務所は周辺の須坂、中野、千曲の各建設事務所と比較し、対象とする範囲や道路延長、人口などが多く、きめ細かな住民サービスに限界があり、公正・公平の観点からも長野南建設事務所の設置を検討すべき。 ・ 建設事務所等の再編に当たっては、現地機関が存在していること自体が災害対応等の面などから地域に安心感を与えている点や、地域経済の活性化に貢献していることなどを踏まえ、市町村や住民及び議会等の意見等を尊重し、慎重に検討すること。 ※ ・ 地域の危機管理や要望に応じた迅速な対応を行うためには、それぞれの機関にそれ相応の権限を渡す必要がある。各機関の人数が少なくなったとしても権限だけはきちんと渡して、現場で即応できるような体制とすること。 ※ ・ 犀川砂防事務所が建設事務所の中の一組織となれば、犀川砂防事務所は古く、安曇野庁舎は新しく耐震性にも十分耐えられる庁舎であり、これを一緒にして「安曇野建設事務所・砂防事務所」ということで連携をとるということも一つの方法ではないか。いずれにしても、犀川砂防事務所と安曇野建設事務所は、今の機能を低下させないよ

	主な意見
	<p>うに、残す要望であり、審議の中で、慎重に扱うこと。 ※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1カ所でみんなが相談し力を出し合って迅速な対応ができるよう、なるべく、違う場所に権限を移さないように配慮すること。 ※ ・ 中野市は平成 18 年度から土砂災害警戒地域に指定されており、建設事務所の役割は重要。建設事務所がなくなること緊急時対応も含め、機能低下になるのではないかと心配。 ・ 過去に地方事務所の統合で飯山市、中野市の駆け引きで大変な時期があった。建設事務所があっちだこっちだとぎくしゃくならないように、各地域の状況を把握しながら進めてほしい。 ・ 建設事務所の特殊性を考慮し、判断してほしい。 ・ 財政難のための効率の良い組織を目指すのは理解できるが、一方で、危機管理、災害対策という観点から砂防事務所などいろいろ言われており、組織はどうあるべきだということを、一番よく知っている現地機関のみなさんの意見を聞き、進めてもらいたい。 ※ ・ 地元から一番よく受ける要望は建設事務所関連。一番県民に接して、声を聞く所。土尻川砂防も同じ。厳しい状況はわかるが、逆に現場の方へシフトしていくのも一つの案。建設事務所は現状でもいいのではという方向では。 ※ ・ 見直し、組織のスリム化は大切だが、中期総合計画をたて達成していくときに、どこは維持管理だけなんて言っていない。大切な時期なので、仕事が滞らないよう。砂防事務所は国も応援してくれている。建設事務所も 10 所ではだめ。先人もそう判断してきた。事務所はそこになればいけない。 ※ ・ 行政改革関連で、事務所業務の集約は必要ではないか。 ※
砂防事務所 現行 3 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば南佐久や下伊那にも砂防事務所をつくって国の財政をなるべくやれるような形にしておいたほうがよい。それで砂防事務所が増えたということになれば、砂防事業が県下全体に広がり、財政が厳しい中で多く国のお金を使って砂防事業ができる。 ・ 土尻川砂防事務所における、住民の安全のため、迅速に対応している職員の体制を維持してほしい。 <p>【建設事務所欄記載の※印分については共通】</p>
労政事務所 現行 4 所 1 分室 1 駐在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労政事務所は電話相談が 8 割であるから分室を統合してもいいという議論を聞いているが、電話で済まない 2 割が問題なのではないか。
家畜保健衛生所 現行 5 所 1 支所	
教育事務所 現行 6 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田教育事務所は教育環境の変化の中で生じている課題等への対応するために、管内教育機関及び団体と密接な連携・協力のもとに、独自の施策等を実施しているが、統合に伴い、これらの継続的な実施が担保されるか懸念。飯田下伊那地方の児童生徒が県民として等しく、安心して、生命の安全の保証をされての教育を受けることができるか懸念。
農業大学校 現行 農学部キャンパスが 2 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農学部と研修部を分ける意図が分からない。農業大学校の教育効果を上げることに繋がるとは思えない。 ・ 施設的、財政的な理由で農学部と研修部の分離運営がやむを得ないとすれば、農業振興が行政改革の犠牲になっているのではないか。
農業関係試験場 現行 品目型 4 場、地域対応型 2 場、企画調整型 1 場	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革を推し進めながら、県民サービスを低下させない取り組みとして、市役所などに現地機関の臨時出張所を 1 ヶ月に 1 度設置するなどの方策も有効ではないか。

現地機関見直しに係る議論の論点整理

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
現地機関全体に 共通する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県は、全体を 10 広域とし、これをベースに行政が行われており、広域圏ごとに完結していくシステムが一番望ましい。 ・10 広域、4 ブロックを基本とすべきである。 ・現行では組織ごとに異なっている管轄区域は、できるだけ一致させる必要がある。 ・10 広域を基本にするにしても、必要に応じて、時間距離など地域の特殊事情や危機管理への対応を考慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として 10 広域又は 4 ブロックを基本とすべきではないか。 ・ただし、それを踏まえた上で、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮する必要もあるのではないか。 	
地方事務所福祉課 (福祉事務所) 現行 10 所	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護世帯が 100 世帯以下の所が 7 つもあり、広域化など管轄の見直しをすべき。 ・被保護世帯にとっては、電話代や交通費といった経済的な問題から、複数の福祉事務所が統合されると窓口までの距離が遠くなり不便になってしまう。他の現地機関とは違った配慮が必要では。 ・住民にとって福祉は顔が見える範囲がありがたい。 ・身近な事務は市町村へという考え方から、市町村の窓口に行けばそこで福祉関係の手続が完了してしまうような制度に整理できないか。そういう意味では、市への全ての福祉業務の委託が最も良いのでは。 ・二重行政を無くすという意味でも、市への福祉事務の委託が一番合理的ではないか。県から職員を市に派遣してということも考えてよいのではないか。 ・県民からすれば末端でサービスが完結するのが良いが、いろいろな縛りがあり、また、町村の規模や能力がバラバラの現状では権限の移譲等は難しい。 ・福祉業務が市町村の窓口で完結できる業務ならば問題はないが、県などとの調整を無くすのは難しい。権限移譲と事務移譲は違う。例えば、精神障害者に対する専門的な対応は保健所や福祉事務所の立会いが必要。この点からは保健所と福祉課の統合の方がいい。 ・全国 35 道府県で保健所と福祉事務所が一緒になっており、それが良いのでは。 ・社会部と衛生部は本庁も一緒の部になったのだから現地機関も一緒になるのが良いのでは。 ・福祉事務所と保健所の管轄区域は一致してない。また、統合しても法律上は二つの機関とせざるをえないため、相互の連携強化を追求すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への委託や権限移譲は、身近なところでサービスが受けられるメリットがあるが、小規模な町村がある本県の現状や複雑な法制度のもとでは難しい。 ・福祉事務所を統合すると、被保護世帯のサービス利用者にとって不便になることから、統合ではなく、生活保護等の業務を担当する職員の配置を集約化することによって体制を確保すればよいのではないか。 ・精神障害者の保健福祉対策や要介護高齢者施策等において、保健分野と福祉分野のより密接な連携を図るため、2 枚看板にはなるが、全国状況もあり保健所に統合するのが良いのではないか、との意見がある一方、現行の体制で両所の連携を図るのが良いのではないかと意見もある。 	20～22

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
	<ul style="list-style-type: none"> 国で示された職員の定数は配置してあるが、被保護世帯が 100 世帯以下の所が7つもあり、非効率となっているのではないか（小県など）。福祉事務所を保健所に統合しても、この定数の非効率性の問題は解決されないのでは。 		
保健所 現行 10 所 6 支所	<ul style="list-style-type: none"> 支所は保健師業務の機能強化のためにも本所に統合すべき。 市町村の保健師も充実してきており、保健所の支所は不要である。 支所廃止はやむを得ないと思うが、阿南支所については、地域的に本所から遠いところを抱えており、地域の利便性の問題や、周辺町村の保健師の数が変わっていないこと、単独庁舎でないことなどを考えると、存続させたほうが良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所全体の保健師業務の機能強化のため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合したらどうか。 ただし、時間距離など地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないか。 	23・24
農業改良普及センター 現行 10 所 8 支所	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及センターの人員がうすまきになっている現状の中で、どうやって効率的な組織にするか考えるべき。 過去の人員削減の状況や食料自給率の向上が叫ばれている状況を考えると、これ以上の人員の削減は難しいのではないかと。農業生産額が減っているから組織を減らすというのではなく、センターが地域で存在感があるようなものとなるよう見直すべき。10 箇所の地方事務所農政課との連携が重要。 中期総合計画等で農業生産額を上げていく目標を達成するためには、センターや農業関係試験場、農業大学校は表裏一体のものである。 合理化は理解できるが、県内農業の立地条件は変化に富んでおり、必要とされる技術も違う。遠距離の地域や山間地に対する配慮が必要ではないか。 支所の廃止によって地域によっては管内がとてもの広くなる。小海のような農業の拠点や阿南のような時間距離の課題を抱えた支所もあり、地域性を考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約化して効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合したらどうか。 ただし、農業の拠点地域や、時間距離などの地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないか。 	25・26
建設事務所 現行 16 所	<ul style="list-style-type: none"> 過去に統合を議論した際には、業務の現地性や現場性、災害対応の機動力等の観点から現行の体制のままとなった経過がある。考え方は今でも変わっていないのではないか。一方、組織力の低下は否めない状況にある。 予算が大幅に減少している。全体として縮小させる方向はやむを得ないのではなか。 10 広域を原則に考えるべき。事務所の配置が手厚くなっている地域がある。交通網の整備や通信技術の発達状況からも、広域ごとに 1 所を基本にすべき。 10 広域圏に 1 所を基本とする。一方で今後は維持管理が中心となるので現場事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、基本的には 10 広域に 1 所とし、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所とすべきではないか。 しかしながら、建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えていることも考慮すると、一気に再編すること 	27・28・30

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
	<p>として残すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性としては 10 広域を基本として業務内容を整理し、維持管理について支所等の対応を検討する必要がある。 ・基本は広域圏に 1 事務所で、あとは支所をどうするかというところ。例えば南佐久と佐久は同じ市内で物理的にはほとんど距離がない。こういう状態は外からみると合理化されていないと見える。過去と比較して道路事情もよくなり、除雪の体制等も充実してきているし、事業量も大きく減少している。一気に難しいが合理化はさけられない。 ・建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えている。大雪や台風などの災害対応もある。一気に再編するのは難しい。多少時間をかけたほうが良い。 ・ダムの遠隔監視装置や道路情報盤などがあるため事務所そのものをなくすことはできない。但し、建設業許可や用地交渉など機能面の集約は研究すべき。全ての事務所にフルセットの機能がある必要ない。 	<p>は難しく、多少時間をかけたほうが良いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、建設事業の業務量は減少しており、また、1 所当たりの職員数も少人数になっていることから、整備や用地関係等特定の業務は、10 所に集約できるのではないかと。 	
砂防事務所 現行 3 所	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防事務所の管轄区域は災害が非常に多い地域であり、必要な機関かもしれない。 ・砂防事務所は地元の情報をもっており信頼も厚い。合理化するにしても災害対応などの体制をどうしていくのかを示す必要があるのではないかと。 ・土尻川地域はすぐに崩れる。崩れたときにすぐに対応する必要がある。即応性を確保することが必要。 ・崩れやすい地域にあり、常に投資をし続ける必要がある。民生の安定上からも事務所は必要だが建設事務所との機能分担を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が多い地域であることや地元の信頼感を考慮すると、3 所体制は維持し、一部業務の建設事務所への集約等効率化を図ったらどうか。 	29・30
労政事務所 現行 4 所 1 分室 1 駐在	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の 8 割が電話相談であるならば、現地に置く必要がないのではないかと。 ・業務は労働相談のほか、地域における労働教育（業務量の約 4 割）を行っている。 ・労組のない会社の労働者に対する一定の配慮が必要か。 ・組織はある程度の人員がいてお互いに切磋琢磨するという体制が望ましい。4 以上の統合は無理だと思うが、一定の人数は必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ブロック 1 所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合したらどうか。 	31・32
家畜保健衛生所 現行 5 所 1 支所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染病発生等危機管理を前提とした議論が必要。内部的機能強化が必要。 ・鳥インフルエンザ対策など危機管理対策を考えると統合するよりも強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ対策等危機管理への対応の必要性から、現行の 5 所 1 支所体制を維持したらどうか。 	33・34

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
教育事務所 現行 6 所	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所の業務の主たる対象である小中学校数や教職員数からすると、松本と長野の規模が大きく、上田と佐久、伊那と飯田を統合するとバランスが良くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ブロック 1 所体制を基本とし、4 所に統合したらどうか。 	35～38
農業大学校 現行 農学部キャンパスが 2 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンパスが学年別に分かれているのは人間関係の育成等の観点から良くない。教育効果を上げるため、大学校は松代に統合し、小諸は担い手育成の拠点とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上の配慮及び学部としての一体的運営の観点から、農学部は松代に、研修部は小諸に集約したらどうか。 	39・40
農業関係試験場 現行 品目型 4 場 地域対応型 2 場 企画調整型 1 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の技術は高度化しており、統合によって試験場の機能が弱体化するのを懸念している。内容を見直すとしても発展的な見直しをすべき。 ・ 試験研究は先行投資の面がある。これまでの業績も評価しより発展させる方向で考えるべき。本県は南北に長く、地域毎の気候風土にあった作物を作る必要がある。 ・ 農業には付加価値をつける必要がある。そういう意味から試験場の実績があがっている部分はもっと評価すべき。 ・ 統廃合はしなくても、品目別と地域対応型の試験場が混じっている現状からすると、試験場の性格を品目別に整理していく必要があるのではないか。 ・ 品種・技術開発力は激化する競争の勝敗を分ける大きな要素であり、将来方向として、作目専門性を基本とし、作目の適地性にも配慮した体制とすべき。一方、特に南信地域は異なる気象特性に対応した特徴ある作目展開がされており、地域性を考慮した試験研究体制の確保が必要。 ・ 試験場は品目や地域性が考慮されてこなかった。品目と地域性に着目して再編を考えれば良い形になる。 ・ 中信と南信の各試験場はもう少し品目で整理する必要があるのではないか。 ・ 農業総合試験場と農事試験場は一般の人には違いが分からない。統合など考えられる部分がないか。 ・ 民間に委託できる部分など民間活力の活用も考えていいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品種や技術の開発力を強化するため、品目別を基本に、品目の適地性も考慮して再編したらどうか。 ・ その際には、地域によって気象条件が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮する必要があるのではないか。 	41・42

総合現地機関についての考え方（案）

総合現地機関のメリット、デメリット・課題

○メリット

- ・ 事務や権限を幅広く担う体制整備により、総合的行政サービスの提供が可能になる
- ・ 各現地機関の管理部門の統合によりスリム化が可能になる

○デメリット

- ・ 十分な権限委譲を行わないと中 2 階的組織となるおそれがある
- ・ 責任の所在が不明確になり、屋上屋になるおそれがある
- ・ 組織が大きくなることによるマネジメントの困難性
- ・ 意思決定に時間がかかり、災害時の対応などに遅れが生じるおそれがある

○課題

建設事務所の見直しについては、「一気に再編するのは難しく、多少時間をかけた方がいい」との論点の整理がされており、しばらくの間は、業務の集約は検討されても、各広域 1 所体制とならない方向であり、広域圏ごとに総合現地機関としてまとまる状況ではない

対応案

総合現地機関は設置しない。

一方、広域圏における県行政の総合調整は必要

地方事務所に総合調整機能を持たせることとする

そのための措置

- 地方事務所については、10 所の地方事務所としての設置条例がないことから、新たに「地方事務所設置条例」を制定
- 現行は町村のみである管轄区域について、新設条例においては、市を含む広域圏全体を規定
- 新たな条例上に、それぞれの地域の現地機関全体の総合調整機能を地方事務所に付与することを明記

消費者行政推進基本計画の概要 ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

1. はじめに

- ・ 消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点
- ・ 新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要
- ・ 新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠

2. 新組織が満たすべき6原則

- ・ 消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設
- ・ 新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化
- ・ 新組織は、以下の6原則を満たすべき

①消費者にとって 便利で分かりやすい	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴 ・強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現 ・「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管
②消費者・生活者 がメリットを十分 実感できる	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔 ・消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与 ・すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定 ・父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討
③迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や法執行等に迅速な対応 ・緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等
④専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成
⑤透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映
⑥効率性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織 ・関係機関への事務の委任や地方への権限移譲 ・新組織が所掌する事務の地方における円滑かつ確実な遂行に配意 ・行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振り替え ・実績評価方式により、定期的に政策を評価・見直し

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1)一元的な相談窓口の設置

- ・ 地方の消費生活センター等を高齢者を含めすべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築

(共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等)

⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置付け

(2)国、地方一体となった消費者行政の強化

- ・ 新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要
- ・ 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める
- ・ PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能

(1) 消費者庁の設置と組織法

- ・ 内閣府の外局として「消費者庁（仮称）」を設置。消費者行政担当大臣を置くことを明記
- ・ 強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与
- ・ 各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

- ・ 消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明
- ⇒ 上記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

- ・ 消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む
- ① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）、相談情報を消費者庁に集約
- ② すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表等の措置

(4) 個別作用法の所管（別紙参照）

- ・ 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む）・共管
- ・ 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

(i) 「表示」に関する法律

⇒ 消費者の商品選択の機会の確保にとっての表示の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、各省庁から提案も可能。法執行の一部を各省庁に委任

(ii) 「取引」に関する法律

⇒ 行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

(iii) 「安全」に関する法律

⇒ 重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、消費生活用製品から他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

- ・ 別紙以外の幅広い法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

- ・ 総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

- ・ 有識者から成る消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映
- ・ 委員会は、消費者政策の企画立案、重要な行政処分等に係る諮問答申、意見具申等を実施

(3) 消費者庁の規模

- ・ 「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模
- ・ 法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え
- ・ 相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員を確保

食品安全委員会

- ・ どこに設置するかについては引き続き検討
- ・ リスク評価の科学的客観性は担保。リスクコミュニケーション等に関し、消費者行政との連携強化

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール

- ・ 来年度から消費者庁を発足
- ・ 設置法、新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ臨時国会に提出。次期通常国会以降も順次提出
- ・ 内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施
- ・ 消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に分野ごとのチームを編成

現地機関見直し行政機構審議会答申の構成（案）

1 再編の背景・必要性

- 財政状況の厳しさ → 組織のスリム化・効率化が欠かせない
- 市町村合併の進展と市町村の役割の拡大 → 県の役割・権限が縮小
- 交通網の整備・IT化の進展 → 来所・現場への移動の利便性向上等
- 現地機関の機能の確保 → 1所当たりの職員数減、専門性確保支障
- 現地機関間の連携の強化 → 統合、ワフワ化、専門職の相互配置、プロジェクトチーム等

2 目指す組織と見直しに当たっての基本的考え方

【目指す組織】

- 簡素で効率的な組織
- 機能が発揮できる組織（県民・市町村の利用しやすさ、業務執行のしやすさ等）

【見直しに当たっての基本的考え方】

(1) 県民の方々の利便性に配慮したうえで、できるだけ広い管轄区域

- ⇒
- ◇スリムな組織
 - ◇人員体制の集約化による専門性の確保・機能の発揮
- 考慮すべき事項

- ※広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性
- ※県の現地機関全体としての管轄区域の整合性
- ※利用者の利便性、業務のしやすさ
 - ・サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離
 - ・緊急的対応の有無、頻度
 - ・業務の種別（出張対応、来庁対応、電話相談等）
- ※状況の変化（業務量、県の役割等）
- ※県と市町村との役割分担、二重行政の排除
 - ・業務の連携、共同化の可能性

(2) 指揮命令系統が単純で、組織間の連携が取りやすい組織形態

- ⇒
- ◇意思決定の速さ、組織の屋上屋化の排除
 - ◇連携しやすく、効果的な施策運営ができる組織の体制、くくり方
- 考慮すべき事項

- ※県民の方々がわかりやすい組織、名称
- ※機関相互が調整、連携しやすい組織
- ※業務の共同化も含めた市町村との連携が取りやすい組織

(3) 効率的な職員配置

- ⇒
- ◇スリムな組織
 - ◇組織としてのまとまり、専門性・機動性の確保
- 考慮すべき事項

- ※業務内容
- ※業務量

3 現地機関ごとの現状、課題、見直しの方向性

(1) 再編の議論対象現地機関

(2) 管轄区域見直し

① 現地機関全体に共通する考え方

管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として10広域又は4ブロックを基本

ただし、それを踏まえた上で、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮

② 広域圏単位設置機関

(ア) 地方事務所福祉課（福祉事務所）

【現状と課題】

- ・市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等の業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少、職員定数も削減
- ・精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野（保健所）とのより密接な連携が必要となっている（国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている）

【見直しの方向性】

※第10回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(イ) 保健所

【現状と課題】

- ・保健師の分散配置が専門的業務の執行体制の弱体化につながり、効率性、機動性が課題
- ・市町村の保健師数が増加する等市町村の保健関係業務が一定の充実
(市町村保健師数 H9 586人 → H19 724人)

【見直しの方向性】

※第10回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(ウ) 農業改良普及センター

【現状と課題】

- ・農家数(販売農家数)の減少(販売農家数 H7 103,466戸 ⇒ H17 74,535戸)
- ・農業産出額の減少(H9 334,760百万円 ⇒ H18 275,880百万円)
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、専門項目ごとの普及員の配置が難しくなっており、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化
(H9 249人 ⇒ H19 182人)

【見直しの方向性】

※第10回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(エ) 建設事務所

【現状と課題】

- ・ 公共事業費等の大幅な減少 (H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
- ・ 道路等の維持管理業務量の増大
- ・ 組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化 (H9 900 人 ⇒ H19 740 人)

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

③ 4ブロック単位設置機関

(ア) 労政事務所

【現状と課題】

- ・ 組織を見直さない中で職員定数を削減してきたため、1所当たりの職員数が少なくなり、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化 (H9 34 人 ⇒ H19 16 人)
- ・ 4所2分室体制を H18.4.1 に地方事務所（産業労働課）の付置機関とし、4所6分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1 に現行の体制とした

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(イ) 家畜保健衛生所

【現状と課題】

- ・ 畜産農家数 (H9: 3,180⇒H19:1,611)、飼養家畜頭数の減少 (家畜単位 H9:121,254 ⇒H19:89,922)、1戸当たりの飼育規模の拡大 (家畜単位 H9:88⇒H19:135)
- ・ 鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(ウ) 教育事務所

【現状と課題】

- ・ 児童生徒数の減少 (H9 215,645 人 ⇒ H19 189,988 人)
- ・ 学校数の減少 (H9 610 校 ⇒ H19 588 校)
- ・ 教科によって、教科指導担当の指導主事が他所兼務により相互補完
- ・ 各事務所が管轄する小中学校数、教員数等にアンバランス

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

④ その他の機関

(ア) 農業大学校

【現状と課題】

- ・入学希望者の減少（定員 60 人に対し、H20 入学者数 42 人）
- ・H14 年度の学部再編（指導学部 定員 75 人と営農学部営農学科 定員 40 人を再編）で農学部総合農学科（定員 60 人 2年課程）のキャンパスを長野市（松代）と小諸市に分散配置

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(イ) 農業関係試験場

【現状と課題】

- ・研究員が減少している中で、農業技術の高度化・専門化・多様化に伴った人員配置が十分でなく、試験研究のための体制が弱体化（H9 264 人 ⇒ H19 205 人）
- ・新たな研究施設や設備の整備への対応の難しい状況
- ・農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(ウ) 砂防事務所

【現状と課題】

- ・砂防公共事業費等の大幅な減少（H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円）
- ・これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1 所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化（H9 48 人 ⇒ H19 40 人）

【見直しの方向性】

※第 10 回審議会の意見集約結果（論点整理）を記載

(3) 総合現地機関についての考え方

※『総合現地機関についての考え方（案）』（第 10 回審議会資料）から記載

(4) その他の組織の見直し、業務の連携・集約等

前記以外の組織にあっても、「見直しに当たっての基本的考え方」に沿って、組織の見直し、業務の連携・集約等についての検討を行い、見直すべきものは見直すことが必要

4 県と市町村（広域連合）との業務共同化

共同化の具体的業務の洗い出しや手法、課題等について検討するため、県と市町村の事務レベルの検討会を設置して検討のうえ、行政機構審議会で報告、議論

主な検討内容

- ・ 県と市町村が共同化できる具体的業務の洗い出し
- ・ 市町村が広域で共同処理可能な業務と県の関わりの洗い出し
- ・ 共同化の手法、課題

5 現地機関の再編を実施するに当たっての留意点

- ① 答申に基づき必要な配慮をしたうえでの県の実施案の策定
- ② 県民の方々、関係市町村、関係団体等への十分な説明
- ③ 実施後に問題が生じた場合の適切な対処
- ④ 今後の状況変化に対応した適時適切な現地機関の見直し

民間協働専門部会の審議状況について

行政改革課

1 県立病院の経営形態についての審議経過と今後のスケジュール

平成 19 年 10 月	「民間との協働等による県の行政機構の合理化について」行政機構審議会へ諮問。民間協働専門部会を設置し、調査・検討することとされた。
平成 19 年 11 月 ～平成 20 年 5 月	第 1～5 回民間協働専門部会 現状と課題、現地調査、他自治体の状況、経営形態の比較検討 等
平成 20 年 8 月～ 8 月下旬～9 月上旬	第 6 回～ 経営形態の比較検討、報告素案、報告案の検討 専門部会の検討結果を審議会に報告、審議会からの答申
9 月	答申を受けての県の実施案策定・公表
12 月以降	必要に応じて議会への議案提出等

2 県立病院の役割・存在意義

→ 今後とも県立の病院として必要な役割を果たし続けていくことが前提

- (1) 地域で必要とされるが、不採算である医療の提供
- (2) 一般の医療機関で対応できない高度・特殊医療の提供
- (3) 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割

3 病院経営上の課題

- (1) 医師不足の深刻化（須坂病院の分娩休止、各病院で欠員）
- (2) 看護師等の医療職種の職員確保困難
- (3) 医療制度改革等の国の医療政策の変化
- (4) 厳しい財務状況

H19 年度は、一般会計から 40 億円を繰り入れたうえで、3 億 6 千万円の赤字決算。累積欠損金は、115 億円を超えている。

4 経営改革の取り組みに適した経営形態の検討

- (1) 今後も県立の病院として持続的に医療提供を行っていくために必要な事項

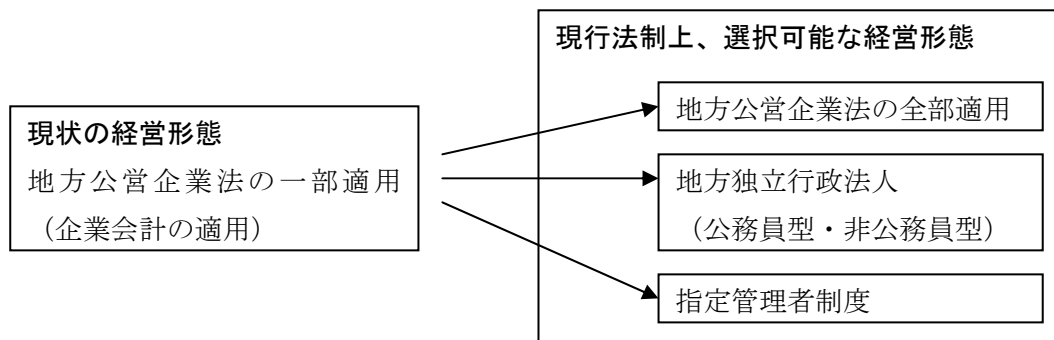
- ア 病院への職員採用権限委譲等、柔軟な採用システムによる人材確保
- イ 業務の実態に合わせた給与体系の構築
- ウ 職員の専門性を高めるための人事制度
- エ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度
- オ 一般会計からの適正な負担金の確保

- (2) 経営改革における制度上の制約

- ア 県の行政機関の一部であることによる、採用・給与・予算面での制約
- イ 県の人事管理の一環としての職員配置による、事務職等の専門性向上の限界

(3) 新たな経営形態についての検討

上記(1)の事項を実現するため、専門部会では、県立病院が採り得る経営形態を比較検討している。



(4) 専門部会の検討の状況

- ・ 地方公営企業法に基づく経営形態は、地方自治法等の諸法令の制約により迅速適切な病院経営を行うには不利であり、現下の状況に即応した対応ができない。
- ・ 指定管理者制度については、継続的な病院経営が保証されないと
との意見がある。

また、地方独立行政法人については、

経営の自由度が高く、他の経営形態に比べメリットがある。

との意見があるほか、先行する事例でも成果があがっていることが示されている。

(先行事例)

○岡山県精神科医療センター（平成19年4月に地方独立行政法人化）

○国立病院機構、国立大学附属病院の成果（平成16年に独立行政法人化）

一方、独立行政法人化に対して次のような事項を懸念する意見もある。

- ・ 看護師等は、県職員として働きたいという動機で確保できる要素もあり、職員の身分が公務員から非公務員に変更されると、人材確保が難しくなる。
- ・ 健全化や財政という面では、短期的には効果があるかもしれないが、さらに効率化・財政健全化を求められることにはならないか。その場合、地域に必要な医療サービスの提供などに支障がでてくるのではないか。
- ・ 独立行政法人は制度が始まったばかりで、本当に検証がされるかどうか分からない。一旦、非公務員型の独立行政法人にしてしまえば、問題があった時に元に戻すことができない。そういった観点からも検討すべき。
- ・ 議会の関与を通じた県民の意見の反映がされにくくなる。

【参考資料】

1 県立病院の現状

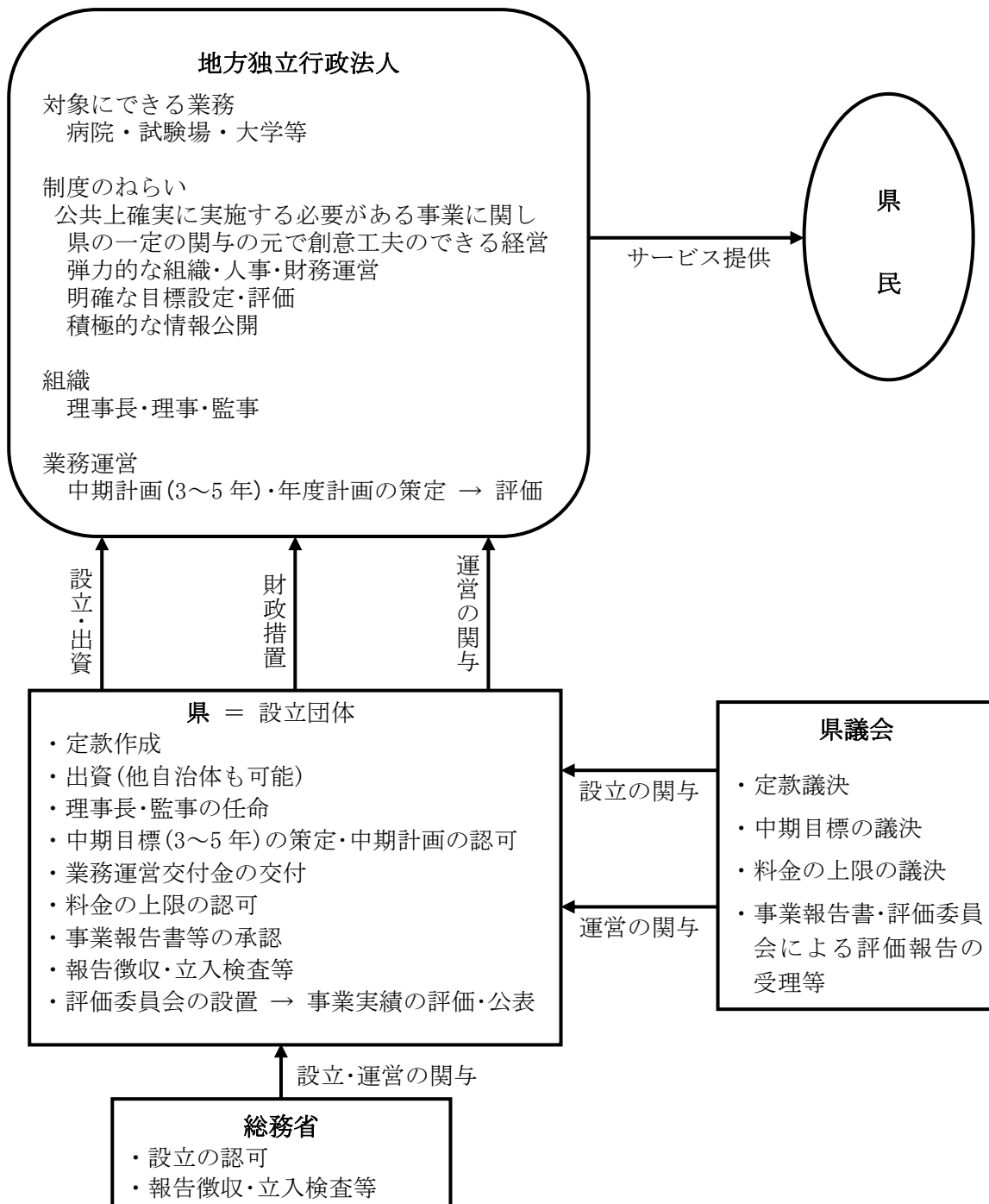
(1) 入院・外来患者数等の動向（人・％）

年度	入院	外来	計	病床利用率
17	334,240	443,456	777,696	78.6
18	331,228	431,717	762,945	77.7
19	311,993	424,800	736,793	70.1

(2) 財務状況（千円）

年度	一般会計負担金	純利益・損失	累積欠損金
17	3,960,161	△536,343	△11,061,028
18	4,048,332	△108,112	△11,169,140
19	4,038,279	△366,562	△11,535,702

2 地方独立行政法人制度の概要



現地機関別

「基本的考え方（案）」（考慮すべき事項）を当てはめた場合の状況

現地機関図

【これまでの審議会資料】

教育事務所別指導主事数

教育事務所別小中学校学校数・児童生徒数・教職員数等（H19－H9 比較）

【追加資料】

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

地方事務所福祉課(福祉事務所)

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 1 課(所) ずつ配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	H19.12 被保護世帯数	所から遠い市町村までの時間距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡	152	川上村 : 41km、70分
小県	小県郡	12	長和町 : 21km、40分
諏訪	諏訪郡	95	富士見町 : 20km、45分
上伊那	上伊那郡	130	中川村 : 30km、50分
下伊那	下伊那郡	148	売木村 : 49km、70分
木曾	木曾郡	89	南木曾町 : 35km、42分
松本	東筑摩郡	65	麻績村 : 33km、60分
北安曇	北安曇郡	78	小谷村 : 35km、45分
長野	埴科郡、上高井郡、上水内郡	93	信州新町 : 24km、35分
北信	下高井郡、下水内郡	73	栄村 : 33km、40分

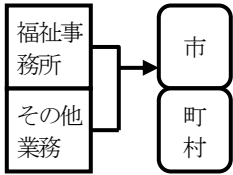
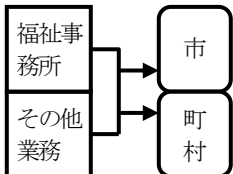
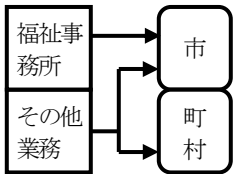
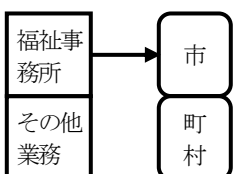
(注) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有
- 5 状況の変化
 - ・市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少
 - ・精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野(保健所)とのより密接な連携が必要となっている(国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
 - 県
 - ・福祉事務所業務としては町村部のみ担当
 - ・その他の福祉業務は、市町村への補助金交付、指導業務中心
 - 市町村
 - ・市福祉事務所業務担当
 - ・福祉業務の総合的な窓口
- 7 機関相互が調整・連携しやすい組織
考えられる選択肢

選択肢	メリット	デメリット・考慮事項
市福祉事務所へ委託	委託する業務量によっては、県と市の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	・委託先の市の同意が前提となる ・福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※)
複数の福祉事務所を統合	県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※)
地方事務所福祉課を保健所と統合 (保健福祉事務所)	保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる	保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務

福祉事務所見直しの選択肢

選択肢		メリット	デメリット・考慮事項
市町村への委託・権限移譲	市福祉事務所へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を委託 	利用者にとって、比較的身近なところでサービスが受けられる	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の市の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される 委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある 現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	全市町村又は広域連合へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を権限移譲 	利用者にとって、身近なところで全てのサービスが受けられる	<ul style="list-style-type: none"> 受け手である市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される 全町村（又は広域連合）が福祉事務所を設置しなければならない 現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	福祉事務所業務は市福祉事務所へ、それ以外の業務は全市町村へ委託 	利用者にとって、身近なところで全てのサービスが受けられる	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある（※） 委託先の市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される 委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある 現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない
	福祉事務所業務は市福祉事務所へ委託、それ以外の業務は地方事務所福祉課で実施 	生活保護等福祉事務所業務については、利用者にとって比較的身近なところでサービスが受けられる	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある（※） 委託先の市の同意が必要となるが、一定の業務量の増加が予想され、難航することが予想される 委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある
複数の福祉事務所を統合	県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある（※） 被保護世帯等利用者からみて庁舎が遠くなる 保健所の管轄区域と違いが生じるため、両者の連携に支障が生じる可能性がある 	
地方事務所福祉課を保健所と統合（保健福祉事務所）	保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる 例◇対象者に共通性がある介護保険・障害者自立支援サービス事業者の指導監査（地方事務所福祉課）と医療監視（保健所）の相互補完 ◇精神障害者のケア（保健所）と障害者自立支援サービスの提供（地方事務所福祉課）との情報共有	保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる	

◆地方事務所福祉課における「福祉事務所業務」及び「その他の業務」

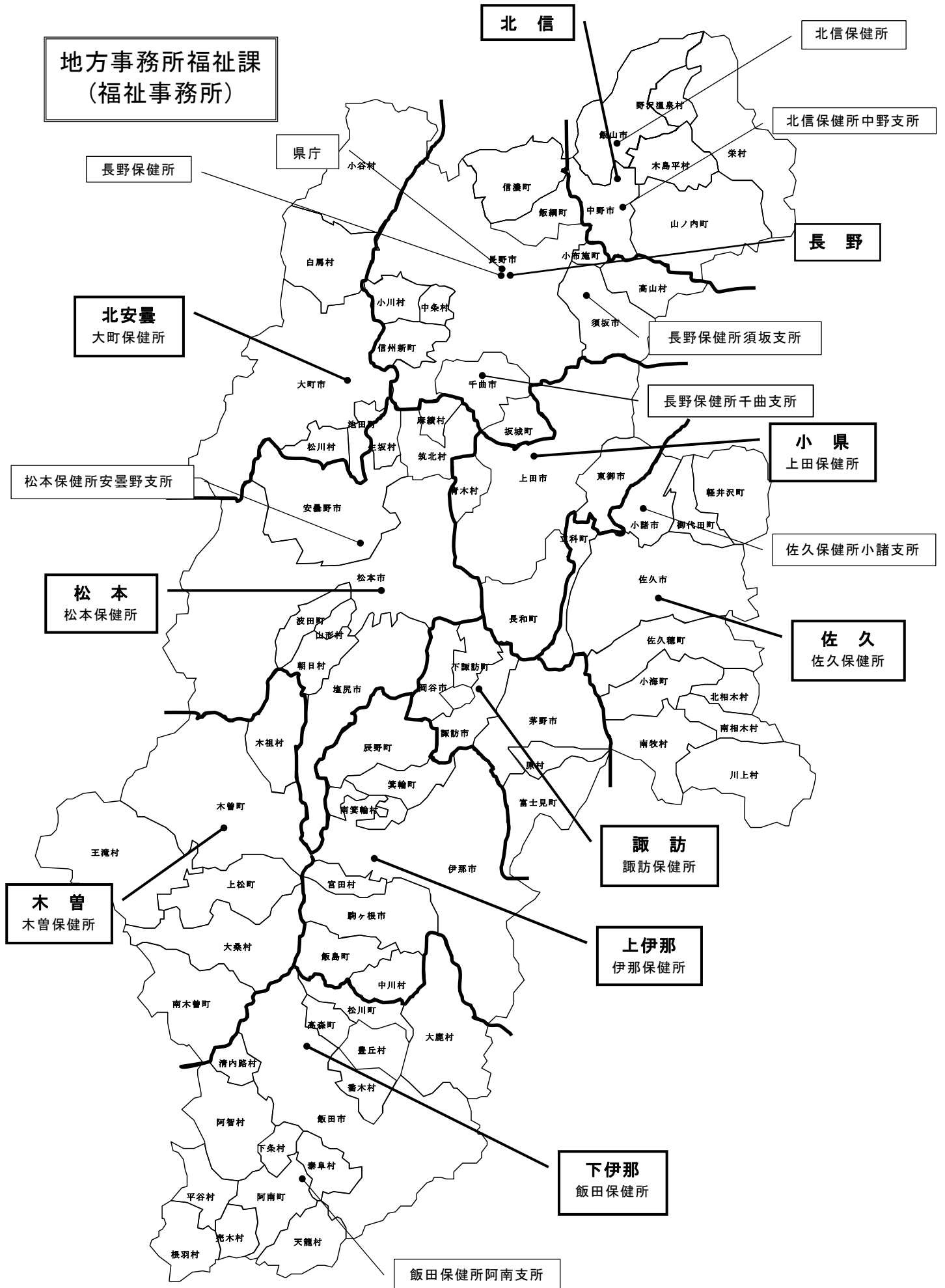
○福祉事務所業務（町村部のみ）

- 生活保護法に基づく援護措置
- 児童福祉法に基づく援護措置
- 母子寡婦福祉法に基づく援護措置
- 特別障害者手当 等

○その他の業務（市の区域も所掌）

- 介護サービス事業所、障害者自立支援サービス事業所の監査等
- 保育所の事業費補助・監査、市町村社会福祉協議会の認可・監査
- 母子寡婦福祉資金
- 福祉関係各種補助金
- 中国帰国者等援護
- 青少年対策、元気高齢者対策 等

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

保健所

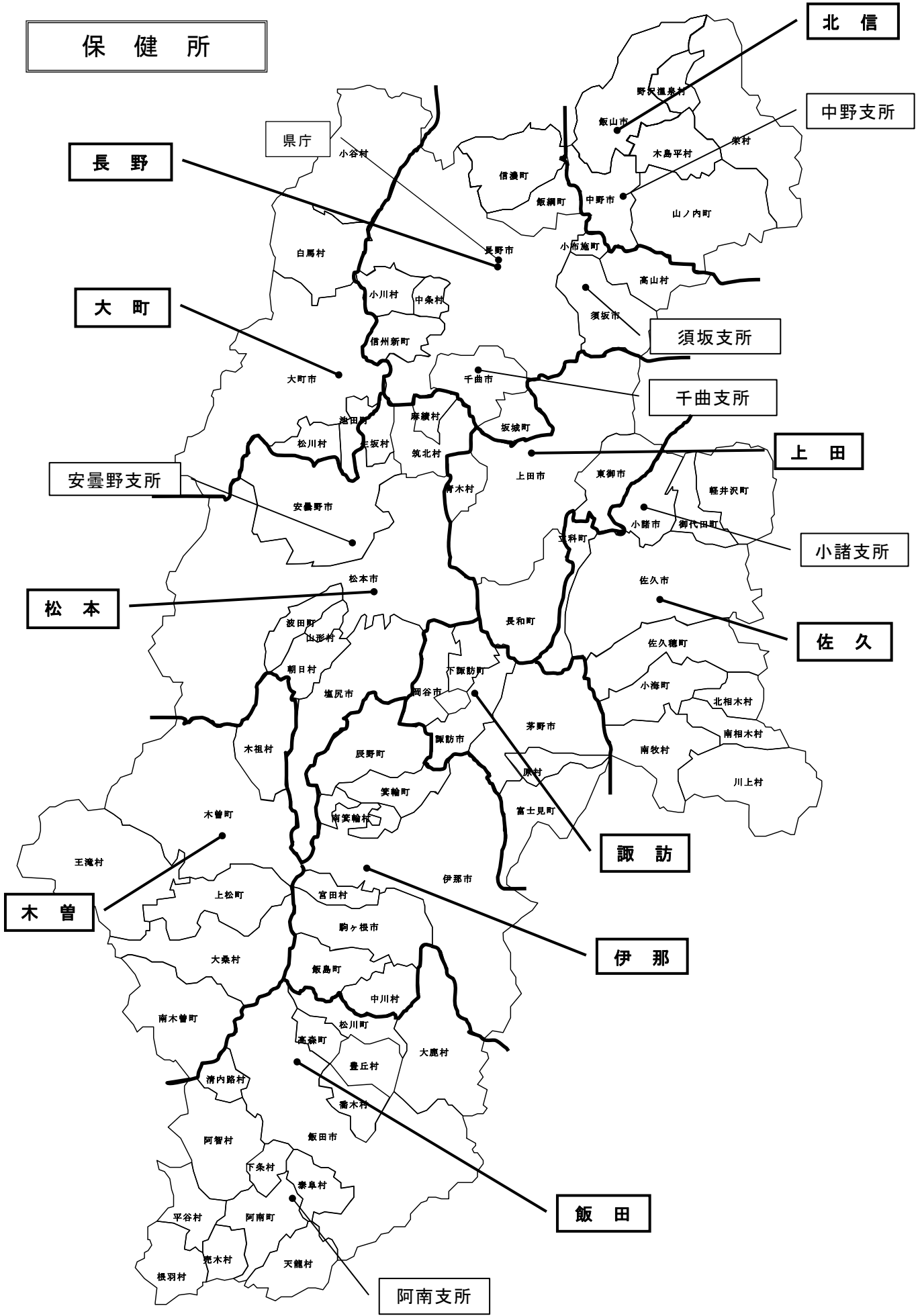
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 6 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

支所名	担当区域	担当区域人口 (H19.4.1)	支所から遠い市町村までの時間距離	本所から遠い支所担当市町村までの時間距離
小諸支所	軽井沢町、御代田町、立科町、小諸市	84,957 人	立科町： 20 km、40 分	立科町： 20 km、40 分
阿南支所	阿南町、売木村、天龍村、泰阜村、旧上村、旧南信濃村	13,313 人 (注2)	飯田市上村： 40 km、50 分	売木村： 49 km、70 分
安曇野支所	安曇野市	96,582 人	安曇野市明科： 10 km、20 分	安曇野市明科： 16 km、30 分
千曲支所	坂城町、千曲市	79,772 人	坂城町： 10 km、20 分	坂城町： 25 km、50 分
須坂支所	小布施町、高山村、須坂市	72,052 人	高山村： 7 km、15 分	高山村： 18 km、35 分
中野支所	山ノ内町、中野市	60,522 人	山ノ内町： 6 km、13 分	山ノ内町： 16 km、30 分

(注1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注2) 旧上村、旧南信濃村分人口は、合併前の H17.3.31 のそれぞれの村の人口 (699 人、2,192 人) を加算

- 3 緊急的対応 精神障害の措置通報 (自傷他害のおそれのある精神障害者に対する通報があった場合の強制的入院の措置)
頻度 支所平均 4.4 件/年
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・市町村の保健サービス体制の充実 (保健師数 H9 586 (支所管内 125)
H19 724 (支所管内 144))
・エイズ等、より専門性の高い分野への対応が生じる中での保健師の分散配置
・食品衛生等の申請の取次ぎのための事務職員配置の解消 (H17.4.1)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 精神保健、難病対策、ハイリスク母子保健指導など専門的保健サービス
市町村 身近な保健サービスの提供、全般的な相談窓口
※個々のケースの分担は双方の協議で



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業改良普及センター

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 8 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

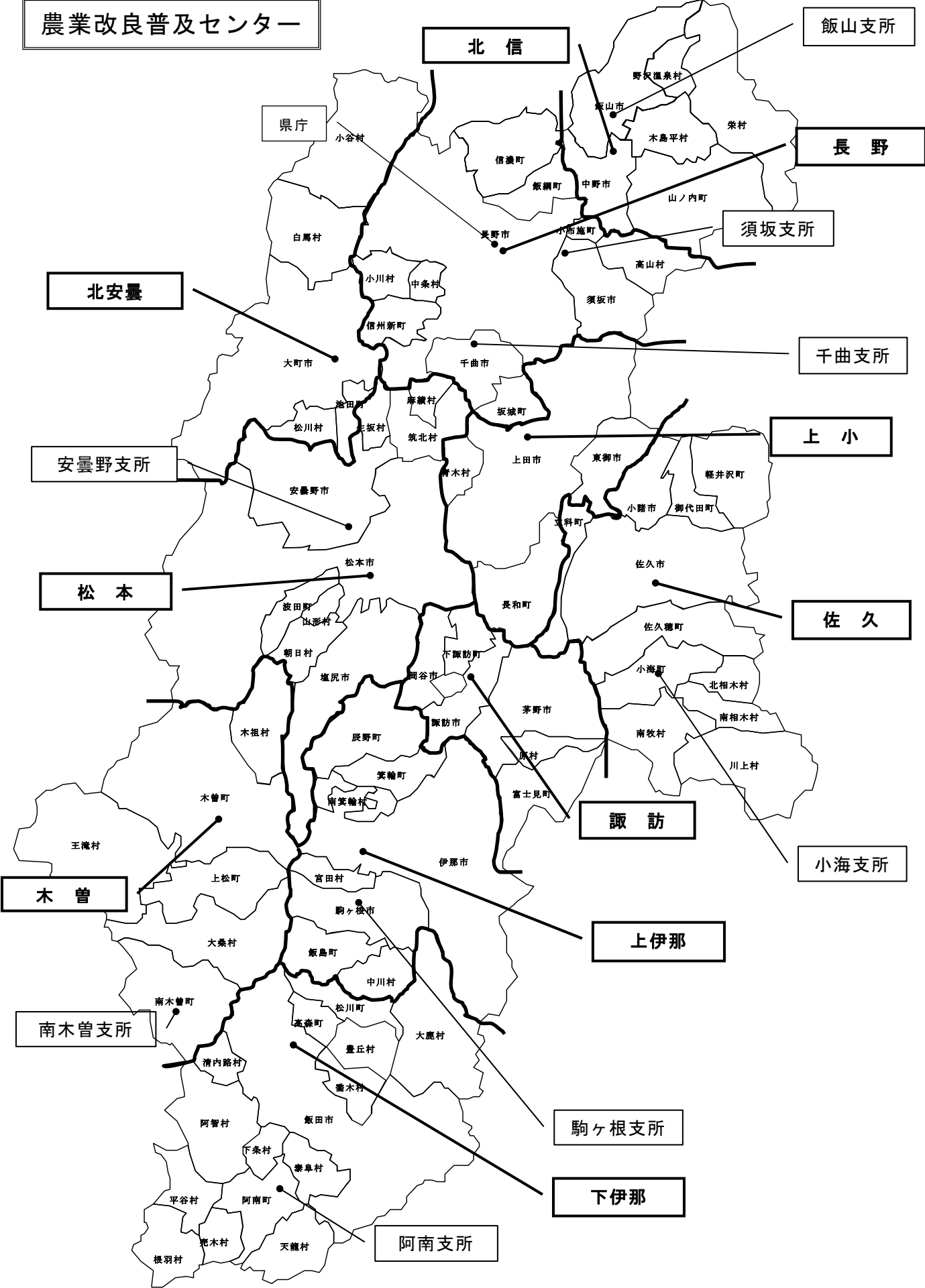
支所名	担当区域	販売農家数	農業産出額	支所から遠い市町村までの時間距離	本所から遠い支所担当市町村までの時間距離
小海支所	小海町、南相木村、北相木村、南牧村、川上村	1,482 戸	19,340 百万円	川上村： 25 km、40 分	川上村： 40 km、70 分
駒ヶ根支所	飯島町、中川村、宮田村、駒ヶ根市	3,235 戸	10,360 百万円	中川村： 14km、30 分	中川村： 30km、50 分
阿南支所	阿南町、下条村、売木村、天龍村、泰阜村	891 戸	2,700 百万円	売木村： 17km、35 分	売木村： 47km、70 分
南木曾支所	南木曾町、大桑村	398 戸	490 百万円	大桑村： 25km、20 分	南木曾町： 35km、42 分
安曇野支所	麻績村、生坂村、筑北村、安曇野市	4,212 戸	15,050 百万円	筑北村（坂井総合支所） 31.7km、60 分	筑北村（坂井総合支所） 40km、60 分
千曲支所	坂城町、千曲市	2,051 戸	5,880 百万円	坂城町： 10.8km、23 分	坂城町： 25km、50 分
須坂支所	小布施町、高山村、須坂市	2,876 戸	10,930 百万円	高山村： 5km、10 分	高山村： 20km、40 分
飯山支所	木島平村、野沢温泉村、下水内郡、飯山市	3,067 戸	12,600 百万円	栄村： 31 km、45 分	栄村： 36 km、55 分
(県計)		74,535 戸	275,880 百万円		

(注 1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注 2) 販売農家数は H17「農林業センサス」、農業産出額は H18「長野県農林業市町村別データ」〔関東農政局長野農政事務所編〕による

- 3 緊急的対応 台風等災害前後の技術指導
頻度 年によりばらつき有
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化
・ 農家数(販売農家数)の減少(販売農家数 H7 103,466 戸 ⇒ H17 74,535 戸)
・ 農業産出額の減少(H9 334,760 百万円 ⇒ H18 275,880 百万円)
・ 組織を見直さない中での職員定数の減(H9 249 ⇒ H19 182)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 普及活動、専門的技術指導
市町村 (農業全般の振興)

農業改良普及センター



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

建設事務所

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 16 所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	道路延長 (km)	河川延長 (km)	砂防指 定地数	H18 事業執行 実績(百万円)	所から遠い市町村ま での時間距離
南佐久	南佐久郡	179	267	103	2,545	川上村： 38 km、57 分
佐久	佐久市、小諸市、北佐久郡	449	354	63	4,187	軽井沢町： 35 km、50 分
上田	上田市、東御市、小県郡	507	356	141	4,063	長和町： 21 km、40 分
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡	321	333	166	5,305	富士見町： 20 km、45 分
伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那 郡	436	471	274	5,852	中川村 30 km、50 分
飯田	飯田市（下伊那南部事務所 の管轄区域除く）、下伊那 郡（天龍村除く）	564	629	187	11,226	売木村： 49 km、70 分
下伊那 南部	飯田市上村、飯田市南信濃 八重河内・南和田・同木沢、 下伊那郡のうち天龍村	98	122	94		飯田市上村： 20 km、35 分
木曾	木曾郡	198	531	149	2,829	南木曾町： 35 km、42 分
松本	松本市、塩尻市、東筑摩郡	534	507	107	7,175	麻績村： 33 km、60 分
安曇野	安曇野市	186	113	33	1,055	安曇野市： 1 km、3 分
大町	大町市、北安曇郡	325	332	28	3,485	小谷村： 35 km、45 分
千曲	千曲市、埴科郡	117	44	59	1,753	坂城町： 11 km、23 分
須坂	須坂市、上高井郡	159	99	33	2,580	高山村： 7 km、18 分
中野	中野市、下高井郡のうち山 ノ内町	174	125	26	2,018	山ノ内町： 6 km、12 分
長野	長野市、上水内郡	666	354	213	9,770	信州新町： 24 km、35 分
飯山	飯山市、下高井郡のうち木 島平村及び野沢温泉村、下 水内郡	267	206	76	1,988	栄村： 33 km、40 分

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所（下伊那南部）までの数値

- 3 緊急的対応 地震、台風、豪雪、水防当番等災害の対応
頻度 多（季節、地域によりばらつきあり）
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有

- 5 状況の変化
- ・ 公共事業費等の大幅な減少 (H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
 - ・ 道路等の維持管理業務量の増大
 - ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 900 ⇒ H19 740)

課名	H9	H19	差	1所平均(H19の状況)		
				平均	最小所	最大所
総務課	166	146	△20	10	8	13
維持管理課	197	201	4	13	9	22
整備課・関連事業課	360	279	△81	17	9	28
用地課(用地係)	132	95	△37	6	3	13
その他(ダム・下水道・公園等)	45	19	△26	-	-	-
計	900	740	△160			

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 国道(指定区間外)、県道、1級河川(指定区間)、砂防事業等を担当
 市町村 市町村道、準用河川等を担当

※重複はないが同種の事業を実施

※一部県道の除雪、維持修繕業務について市町村に委託

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

砂防事務所

1 広域圏・ブロックとしてのまとめり・一体性 砂防業務が多い地域の特設事務所

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	砂防指定地数	H18 事業執行実績 (百万円)	本所から遠い市町村までの距離
犀川	松本市、大田市及び安曇野市の一部、東筑摩郡のうち、麻績村、生坂村及び筑北村、北安曇郡のうち池田町	379	1,828	筑北村： 23 km、50 分
姫川	北安曇郡のうち白馬村及び小谷村	368	1,527	白馬村： 12 km、20 分
土尻川	長野市、大都市のうち美麻の区域、上水内郡のうち信州新町、小川村及び中条村	421	1,301	大田市： 38 km、50 分

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

3 緊急的対応 地震、台風、水防当番等災害の対応
頻度 多 (季節、地域によりばらつきあり)

4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有

5 状況の変化

- ・ 砂防公共事業費等の大幅な減少 (H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円)
- ・ これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
- ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 48 ⇒ H19 40)

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
管轄区域については、県が事業実施

建設事務所・砂防事務所

飯山建設

中野建設

長野建設

姫川砂防

土尻川砂防

大町建設

須坂建設

千曲建設

犀川砂防

安曇野建設

上田建設

松本建設

佐久建設

木曾建設

諏訪建設

南佐久建設

伊那建設

飯田建設

下伊那南部建設

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

労政事務所

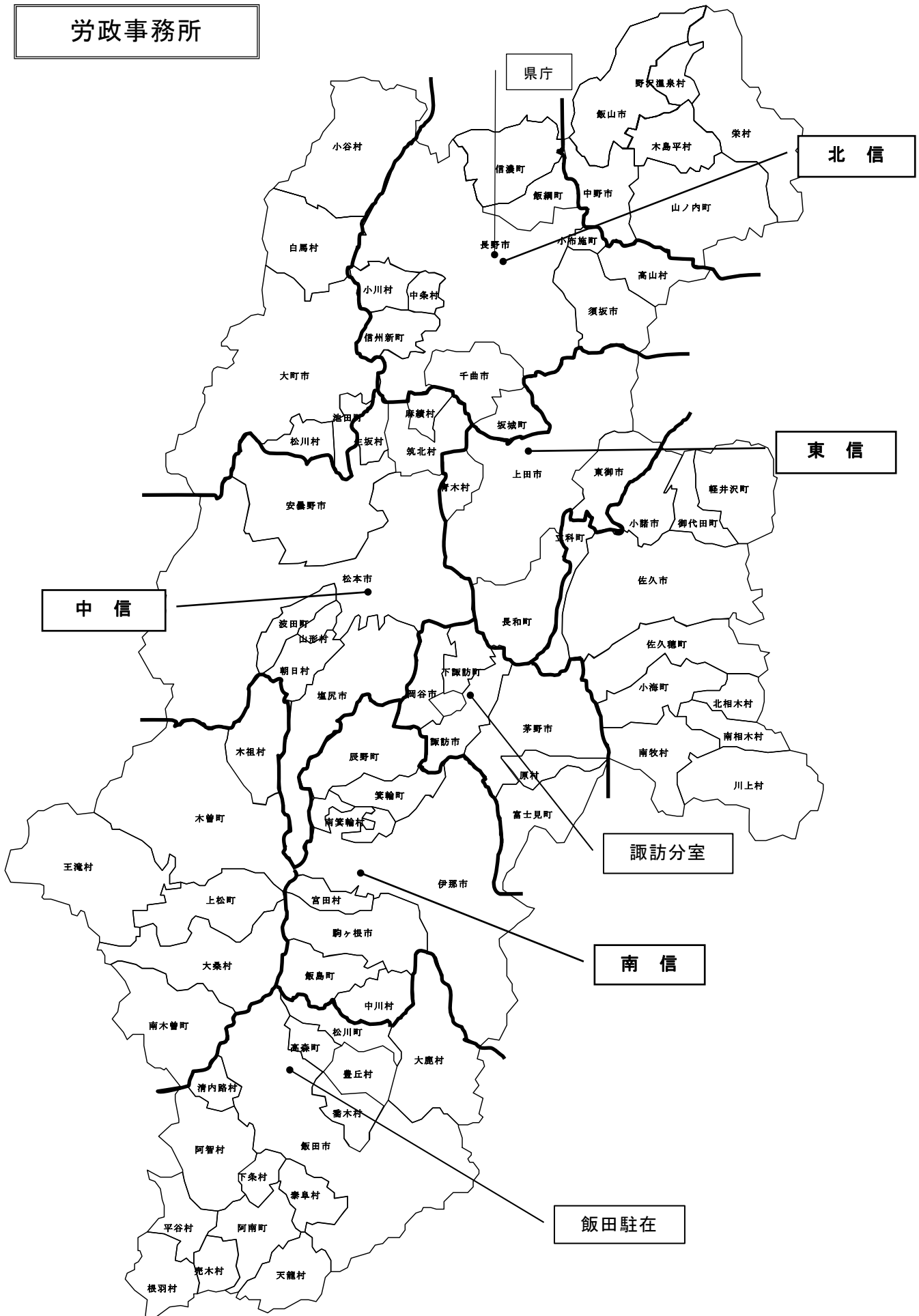
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 4ブロックに4所、1分室、1駐在配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄(担当)区域	H18労働相談件数	相談の対応
東 信 〈上田〉	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上田市、小諸市、佐久市、東御市	188	概ね8割が電話相談
南 信 〈伊那〉	諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	200	
飯田駐在		128	
諏訪分室	(諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市)	346	
中 信 〈松本〉	木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	457	
北 信 〈長野〉	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市	360	

(注) 諏訪分室欄に記載件数はH18岡谷分室の数値

- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 出張対応 有 来庁対応 有 電話相談 多
- 5 状況の変化 ・組織を見直さない中での職員定数の減(H9 34 ⇒ H19 16)
 ・4所2分室体制をH18.4.1に地方事務所(産業労働課)の付置機関とし、4所6分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1に現行の体制とした
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
- 県・市町村 労働問題一般についての相談
- ※県と市町村での業務内容に大きな違いはないが、実施している5市中4市は臨時的な対応が中心で、他の市町村では実施していない

労政事務所



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

家畜保健衛生所

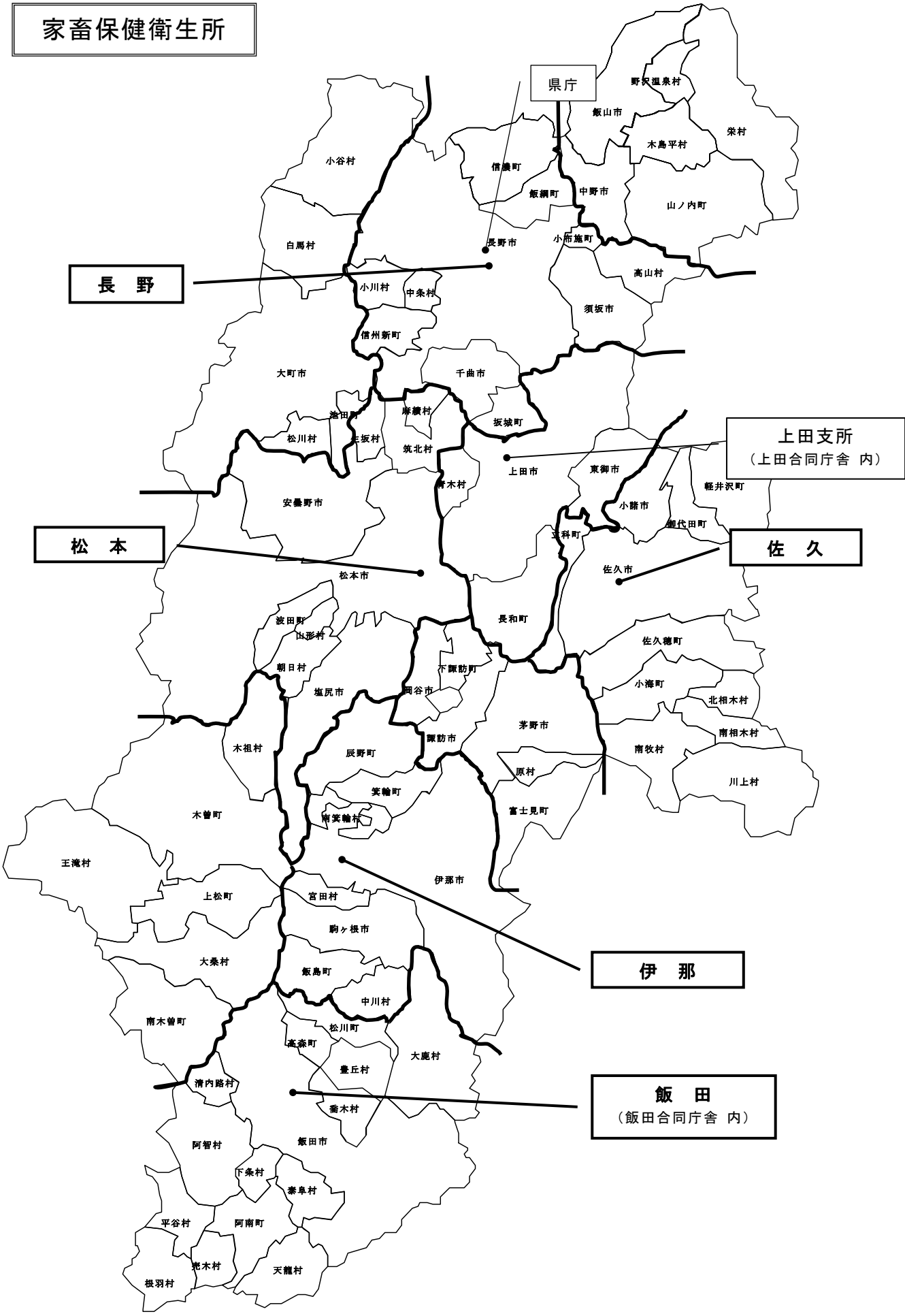
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 4ブロックに5所、1支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄(担当)区域	H19 畜産 農家数	H19 家畜 単位	本所・支所から遠い 市町村までの距離	本所から遠い支所担 当市町村までの距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上 田市、小諸市、佐久市、東御市	331	26,240	川上村： 46 km、70分	
上田支所	(小県郡、上田市、東御市)	(90)	(7,150)	長和町： 28 km、50分	青木村： 43 km、75分
伊那	諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪 市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	252	12,993	富士見町： 60 km、60分 (高速利用)	
飯田	下伊那郡、飯田市	382	14,361	根羽村： 46 km、70分	
松本	木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡、松 本市、大町市、塩尻市、安曇野市	440	27,770	南木曽町： 97 km、120分	
長野	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上 水内郡、下水内郡、長野市、須坂 市、中野市、飯山市、千曲市	206	8,558	栄村： 65 km、100分	

(注) 上田支所の家畜単位の()書は、本所の内数

- 3 緊急的対応 家畜伝染病発生時の対応
頻度 現状では少
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・畜産農家数(H9: 3,180⇒H19:1,611)、飼養家畜頭数の減少(家畜単位 H9:121,254
⇒H19:89,922)、1戸当たりの飼育規模の拡大(家畜単位 H9:88⇒H19:135)
・鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要性
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 家畜伝染病等の予防、家畜の生産性向上対策
市町村 (農業全般の振興)

家畜保健衛生所



長野

松本

伊那

飯田
(飯田合同庁舎内)

上田支所
(上田合同庁舎内)

佐久

県庁

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

教育事務所

1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

4ブロックに6所(東信、南信に2所ずつ)配置

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

所名	管轄区域	小中学校数	小中学校 教職員数	本所から遠い市 町村までの距離
佐久	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市	60	1,601	川上村： 41 km、70分
上田	小県郡、上田市、東御市	49	1,420	長和町： 27 km、60分
伊那	諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市	99	2,885	富士見町： 48 km、90分
飯田	下伊那郡、飯田市	72	1,528	天龍村： 40 km、60分
松本	木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	135	3,650	南木曾町： 92 km、120分
長野	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市	173	4,475	栄村： 66 km、90分

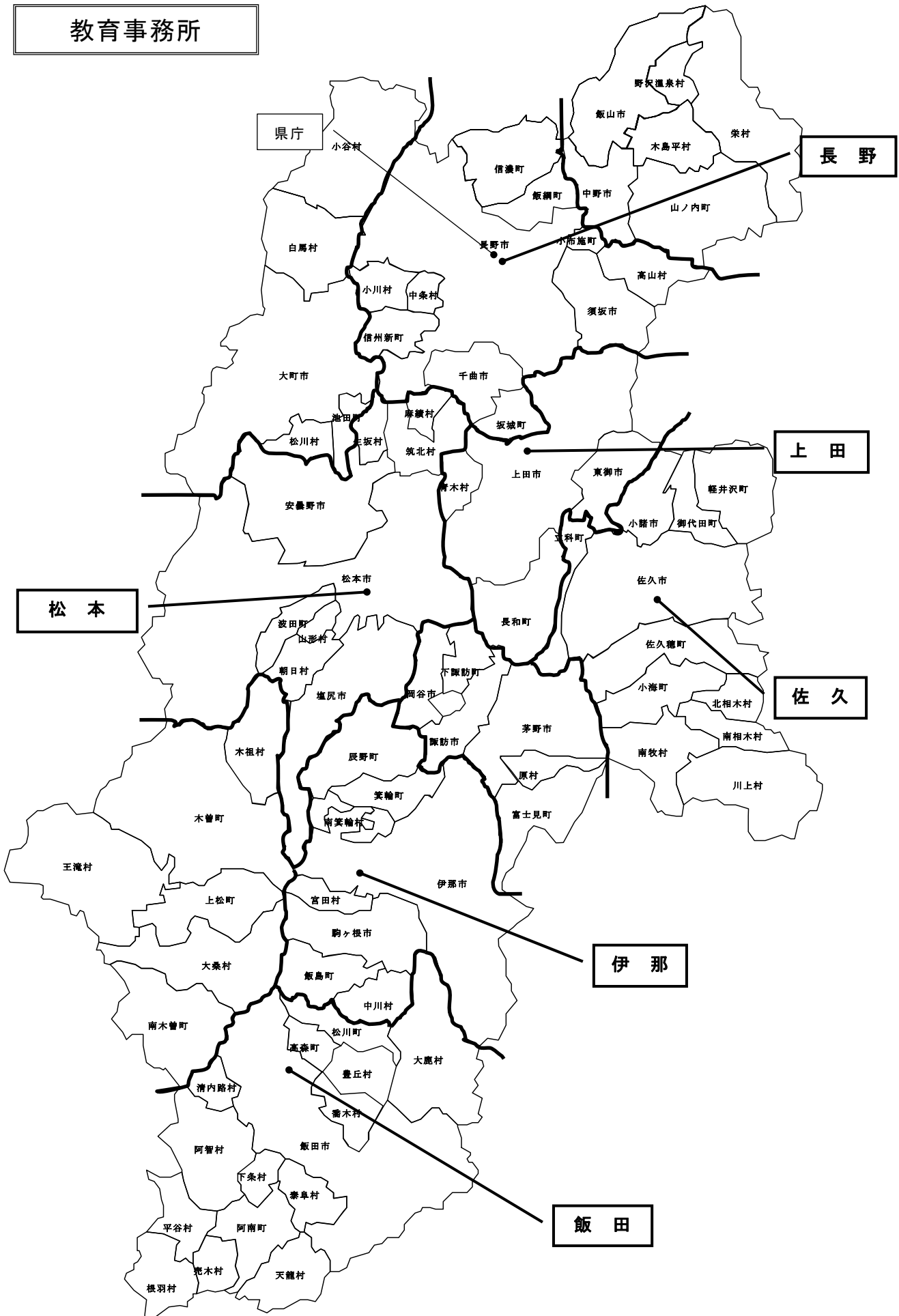
3 緊急的対応 無

4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応(一般県民)少 電話相談 有
(教職員) 少5 状況の変化 ・児童生徒数の減少(H9 215,645人 ⇒ H19 189,988人)
・学校数の減少(H9 610 ⇒ H19 588)

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 小中学校の学校運営・教育課程の指導・助言
市町村 小中学校の学校運営

教育事務所



教育事務所別指導主事数(平成20年度)

	担当等	東北信			中南信			計
		佐久	上田	長野	伊那	飯田	松本	
学校教育	課長	1	1	1	1	1	1	6
	主幹	1	1	4	2	1	2	11
	生徒指導	0.5	1	1	1	0.5	1	5
	国語		1	1	1		1	4
	社会	1		1		1	1	4
	算数・数学		1	1	1		1	4
	理科		1	1	1		1	4
	生活			1			1	2
	体育・保健体育		1		1			2
	英語		1		1		1	3
	特別活動・道徳			1	1			2
	音楽		1				1	2
	図工・美術			1	1			2
	家庭		1		1			2
	技術						1	1
	人権教育	1	1	1		0.5	1	4.5
	特別支援	0.5		1		1	1	3.5
	小計	5	11	15	12	5	14	62
	生涯学習	課長		1	1	1		1
社会教育		1	1	1	1	1	1	6
生涯スポーツ		1	1	1	1	1	1	6
社会人権教育		1		1	1	1	1	5
小計		3	3	4	4	3	4	21

(注1) この表は、指導主事の業務のうち主に担当する業務について表したものである。

(注2) は、実質的には兼務職員として業務に当たっていることを示す。

教育事務所別 小中学校学級数・児童生徒数・教職員数等(H19－H9比較)

教育事務所	学校種別	平成19年5月1日現在 学校基本調査 (H19)				平成9年8月1日現在 学校基本調査 (H9)				(H19)－(H9)			
		市町村教委数	学校数	児童生徒数	教職員数	市町村教委数	学校数	児童生徒数	教職員数	市町村教委数	学校数	児童生徒数	教職員数
佐久	小学校	12 (2市・5町・4村・1組)	43	12,837	1,034	17 (2市・7町・7村・1組)	44	14,836	1,030	-5	-1	-1,999	4
	中学校		17	6,456	567		18	7,979	649		-1	-1,523	-82
	計		60	19,293	1,601		62	22,815	1,679		-2	-3,522	-78
上田	小学校	5 (2市・1町・1村・1組)	33	11,974	886	10 (1市・4町・3村・2組)	32	13,271	814	-5	1	-1,297	72
	中学校		16	6,232	534		15	7,019	521		1	-787	13
	計		49	18,206	1,420		47	20,290	1,335		2	-2,084	85
伊那	小学校	15 (5市・5町・4村・1組)	68	23,408	1,874	17 (5市・6町・5村・1組)	68	25,207	1,720	-2	0	-1,799	154
	中学校		31	11,474	1,011		31	13,766	1,061		0	-2,292	-50
	計		99	34,882	2,885		99	38,973	2,781		0	-4,091	104
飯田	小学校	15 (1市・3町・11村)	46	10,244	955	18 (1市・3町・14村)	52	11,457	902	-3	-6	-1,213	53
	中学校		26	5,382	573		26	6,364	603		0	-982	-30
	計		72	15,626	1,528		78	17,821	1,505		-6	-2,195	23
松本	小学校	24 (4市・5町・11村・4組)	80	30,149	2,231	44 (3市・8町・26村・7組)	90	31,566	2,145	-20	-10	-1,417	86
	中学校		55	15,169	1,419		54	17,255	1,458		1	-2,086	-39
	計		135	45,318	3,650		144	48,821	3,603		-9	-3,503	47
長野	小学校	17 (5市・6町・6村)	123	37,809	2,871	27 (5市・8町・12村・2組)	129	43,036	2,731	-10	-6	-5,227	140
	中学校		50	18,854	1,604		51	23,889	1,740		-1	-5,035	-136
	計		173	56,663	4,475		180	66,925	4,471		-7	-10,262	4
計	小学校	88 (19市・25町・37村・7組)	393	126,421	9,851	133 (17市・36町・67村・13組)	415	139,373	9,342	-45	-22	-12,952	509
	中学校		195	63,567	5,708		195	76,272	6,032		0	-12,705	-324
	計		588	189,988	15,559		610	215,645	15,374		-22	-25,657	185

※市町村教委数欄の「組」は、組合立教育委員会数

「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業大学校

1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

県に1つの施設として配置されているが、2箇所に分散

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

主に新規学卒者を対象とした農業経営者・農業指導者の養成と、主に社会人を対象とした新規就農研修などを行っており、これらのサービスの受け手(学生)は全県下(全国)から集まっている

3 緊急的対応 無

4 業務の種別 学校・研修講座の運営

5 状況の変化 ・入学希望者の減少

入学者数の推移

	定員	入 学 者 数						
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
農 学 部 総合農学科	60 (1学年)	48	45	52	54	45	34	42

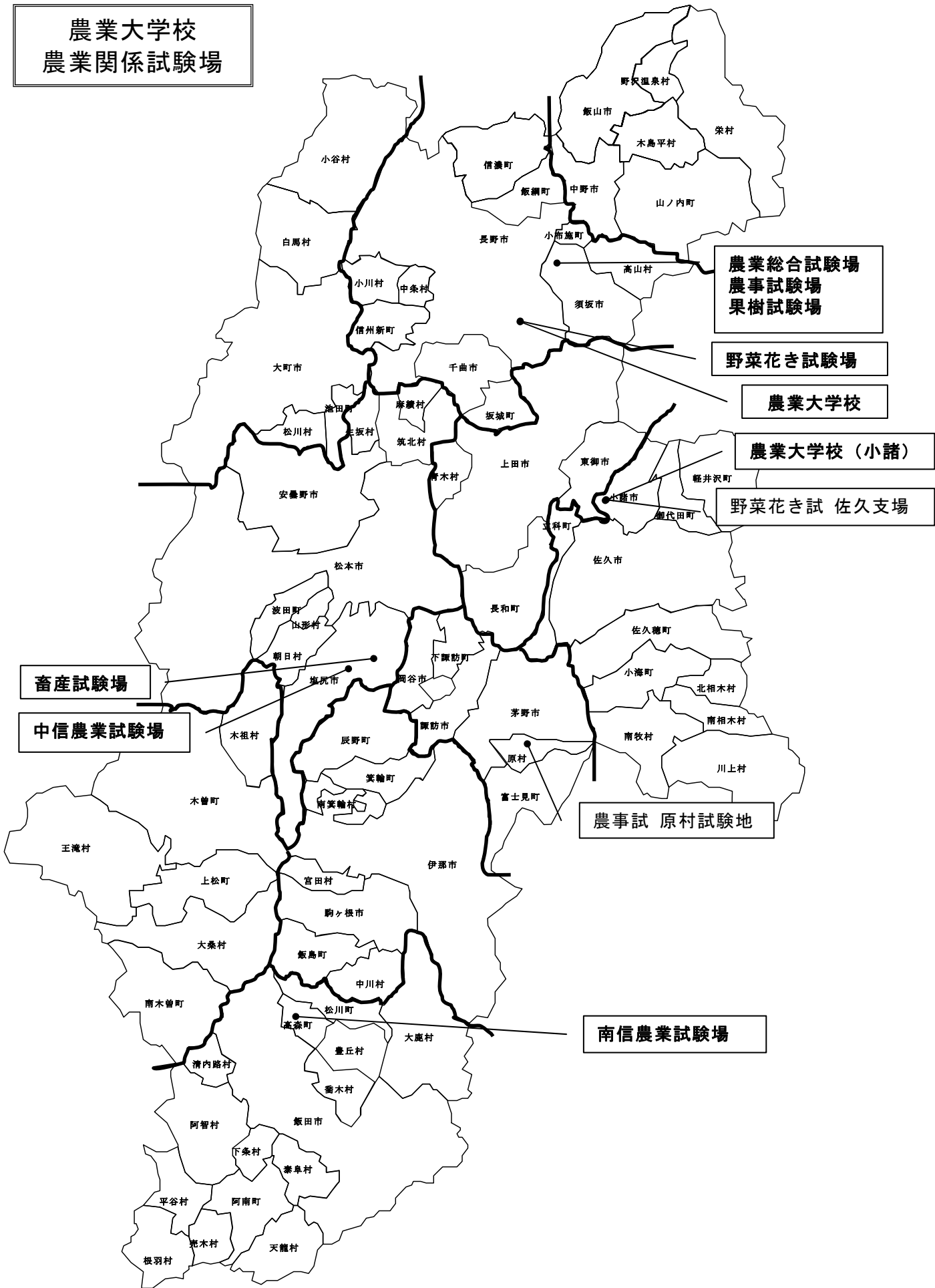
・H14年度の学部再編(指導学部 定員75人と営農学部営農学科 定員40人を再編)で農学部総合農学科(定員60人 2年課程)のキャンパスを長野市(松代)と小諸市に分散配置

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 農業・農村におけるリーダーとしての能力や専門知識・技術の習得を通しての農業を担う人材の育成

市町村 (農業全般の振興)

農業大学校
農業関係試験場



農業総合試験場
農事試験場
果樹試験場

野菜花き試験場

農業大学校

農業大学校 (小諸)

野菜花き試 佐久支場

畜産試験場

中信農業試験場

農事試 原村試験地

南信農業試験場

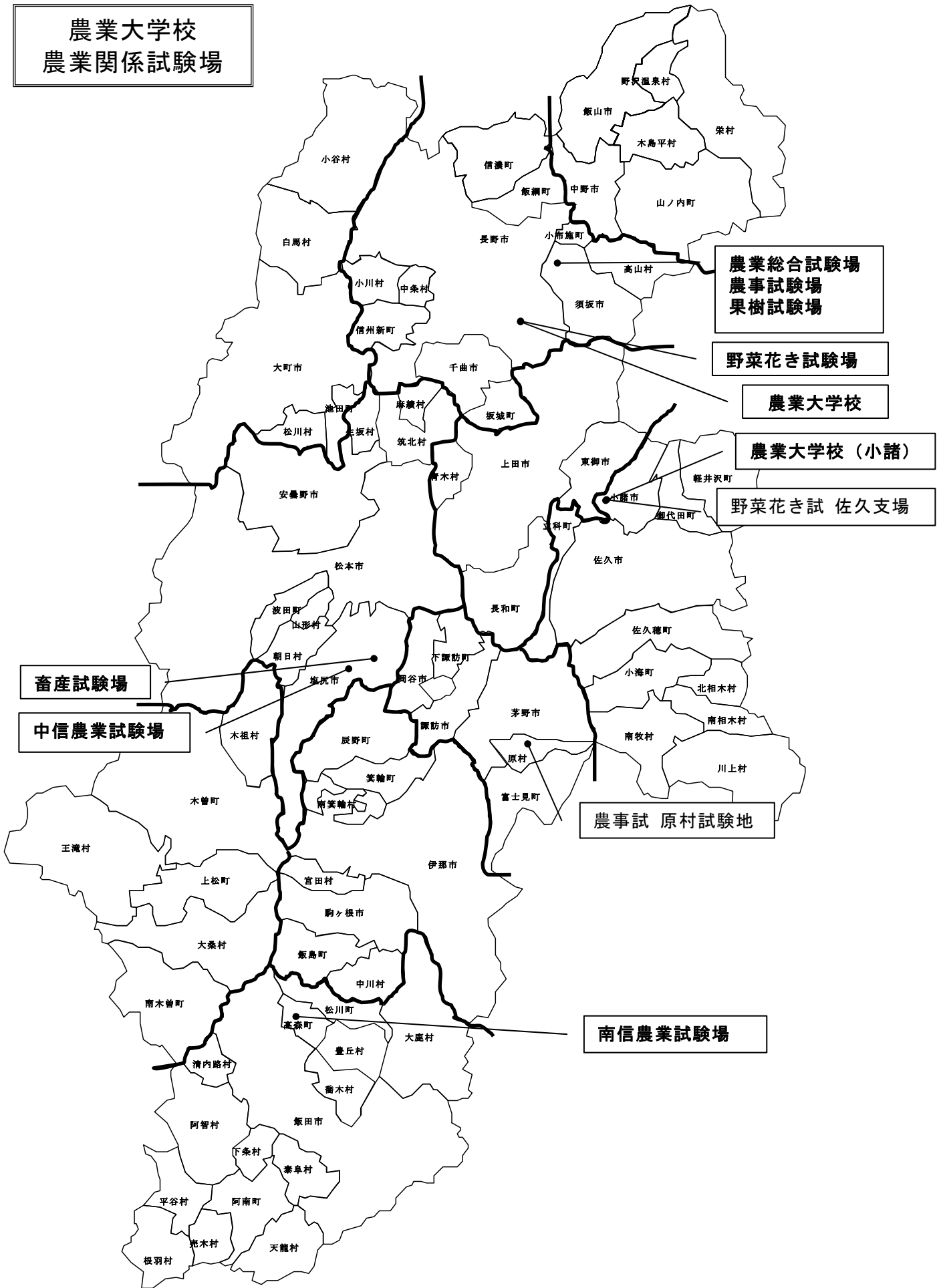
「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業関係試験場

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性
品目別試験場と特定地域の試験場の計7試験場が県下に分散配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等
県内全域の農家を対象に農業技術の専門的研究を実施
- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 試験研究
- 5 状況の変化 農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、
産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
県 農業技術の試験研究
市町村 (農業全般の振興)
- 7 各農業関係試験場の研究内容と組織体制

	研究内容	組織	定数	備考
農業総合試験場	試験研究の企画調整、環境保全・農業経営・バイオテクノロジー	管理部、企画調整部、環境保全部、経営情報部、機械施設部、バイオテクノロジー部	26	
農事試験場	主要穀物(米・麦など)	作物部、育種部、病害虫土壤肥料部	21	原村試験地あり
果樹試験場	果樹	栽培部、育種部、病害虫土壤肥料部	24	
野菜花き試験場	野菜、花き、菌茸、特用作物	管理部、野菜部、花き部、育種部、菌茸部、病害虫土壤肥料部	40	佐久支場あり
畜産試験場	畜産	管理部、酪農部、肉用牛部、養豚養鶏部、飼料環境部	51	
中信農業試験場	中信地方の畑作物等	管理部、畑作栽培部、畑作育種部	21	
南信農業試験場	南信地方の果樹等	管理部、栽培部、病害虫土壤肥料部	22	

農業大学校
農業関係試験場



農業総合試験場
農事試験場
果樹試験場

野菜花き試験場

農業大学校

農業大学校 (小諸)

野菜花き試 佐久支場

畜産試験場

中信農業試験場

農事試 原村試験地

南信農業試験場